JR九州グループ

2026年度 保存版

パワーサポート

（団体総合生活保険）

最大37%割引！

団体割引30%、
損害率による割引10%（GLTDを除く）

1 基本プラン
傷害補償、
個人賠償責任補償、
携行品etc

03ページへ

～選べる5つのオプション～

2 交通事故傷害 3 家財保険
4 ホールインワン
04ページへ

5 医療補償

05ページへ

6 がん補償

06ページへ

7 所得補償プラン

07ページへ

8 GLTDプラン
08ページへ

9 介護補償プラン

09ページへ

©東京海上日動

あなたとご家族を日常生活のさまざまなリスクからお守りします

- JR九州グループならではの**充実した補償**と**大幅な割引！**
- **自転車保険義務化**にも対応！（個人賠償責任補償特約）
- 告知は最大3つの質問に答えるだけ！簡単加入！（医療補償・がん補償・所得補償・GLTD・介護）

保険期間 2026年10月1日午後4時から2027年10月1日午後4時まで

申込締切：2026年8月7日 ※毎月1日付けで、中途加入も可能です。

ご加入方法

前年同等プランで更新される方▶ 今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です（自動更新になります）。

新規ご加入／変更を希望される方▶ 「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、お問い合わせ先へご提出ください。

JR九州社員の方は、今回よりWEBで更新内容をご確認いただけます。新規ご加入や変更も、WEBにてお手続き可能です。
詳細はお問い合わせ先へご連絡ください。

※今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「補償の概要・重要事項説明書」に記載のとおりとなりますので、今年度のパンフレット等とあわせてご確認ください。

保険料払込方法 保険料は保険開始月の**2か月後**の給与からの控除またはご指定いただいている口座から毎月お引き落としいたします。

スマートフォンによる保険金請求はコチラ

事故発生時や保険金請求の際は下記事故受付センターまでご連絡ください。

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）
24時間365日事故受付サービス（無料）

0120-720-110

引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

九州旅客鉄道株式会社

ご加入者

■JR九州グループの社員　■JR九州グループの退職者（所得補償・GLTDは除く）

被保険者ご本人としてご加入できる方の範囲　※所得補償・GLTD除く

ご家族の皆様でご加入いただけます

同居・別居を問わず加入OK

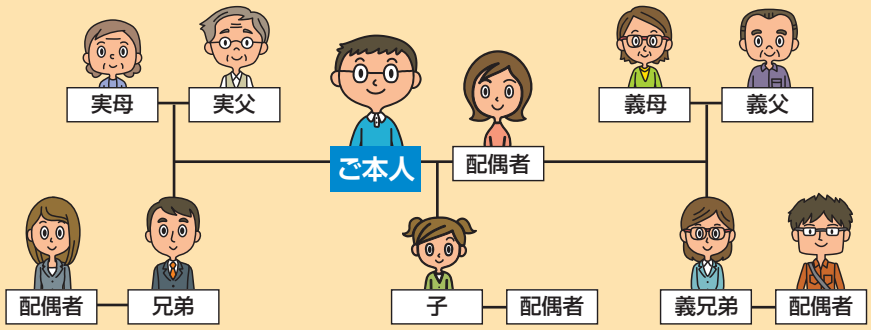

同居の場合のみ加入OK

●ご本人とは、JR九州およびJR九州グループ会社の社員・退職者です。
●ご本人の配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟については、「同居か別居か」「同一生計か否か」「血族か姻族か」は問いません。
※詳細な被保険者の範囲についてはお問い合わせください。

告知の大切さに関するご案内

医療補償・がん補償・所得補償・GLTD・介護プランへご加入の皆様へ

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。なお、2025年10月始期契約からすでにGLTDにご加入されている方は、タイプの廃止に伴い、無告知で補償内容アップが可能です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）ご自身がありのままにご記入ください。＊1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。＊2
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。
＊1　ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
＊2　更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。

必ずお読みください

加入者間の公平を保つため、保険金請求状況等によっては次回以降の補償の更新をお断りしたり、引き受け条件を制限させていただくことがございます。
また、ご加入者の保険金請求情報等を契約者（JR九州）に対して提供することがあります。

詳細は各ページおよび「補償の概要等」「重要事項説明書」をご確認ください。

(1)ご加入にあたっては、「補償の概要等」と「重要事項説明書」をよくお読みください。
主な保険金をお支払しない（免責）事由や、告知・通知義務等、ご加入前に必ずご確認いただきたい情報を記載しています。
(2)「補償の概要等」と「重要事項説明書」は、右のQRコードのアクセス先に記載されています。

補償の概要等（8ページ以降）
重要事項説明書（22ページ以降）

プランの種類

まずはこれ！

1 基本プラン P.03

ケガ・熱中症の補償は
もちろん、
日常のさまざまな
リスクをカバーします。
気になる自転車保険にも対応！

＋

オプションでさらに手厚く！病気・がんの備えも

2 交通事故傷害
3 家財保険（住宅内生活用動産）
4 ホールインワン
P.04

5 医療補償 P.05

6 がん補償 P.06

就業不能時の補償や介護補償も！

7 所得補償プラン P.07

8 GLTDプラン P.08

9 介護補償プラン P.09

※2～6は基本プランの加入が必須です。

ご加入例

単身者向け

（例）本人22歳の場合

ケガの補償　傷害基本 H1 タイプ 保険料月額 **960円**
＋
医療の補償　医療補償プラン M1 タイプ 保険料月額 **700円**
＋
がんの補償　がん補償プラン G1 タイプ 保険料月額 **110円**
＝ 合計月額保険料 **1,770円**

ご家族向け

（例）本人40歳、配偶者40歳、お子様6歳・2歳の場合

ケガの補償　傷害基本 K1 タイプ 保険料月額 **2,540円**
＋
医療の補償（ご家族で加入）　医療補償プラン M1 タイプ 保険料月額 **2,940円**
＋
がんの補償（ご家族で加入）　がん補償プラン G1 タイプ 保険料月額 **2,730円**
＝ 合計月額保険料 **8,210円**
＋
介護補償（ご夫婦で加入）　介護補償プラン保険料月額 **190円** で付帯できます

【家族型の補償範囲】

被保険者本人 ― 配偶者
- 被保険者本人／配偶者の同居の親族
- 被保険者本人／配偶者の別居の婚姻歴なしの子

ご加入タイプの組み合わせ

●オプションプランの加入には、基本プランへのご加入が必要です。また、基本プランの「型」に準じたタイプのみ選択可能です。
●医療補償・がん補償は、基本プランの被保険者に含まれる方のみ加入可能です。

		オプション（任意加入）		
家族型	基本プラン K1～K5	（交通事故傷害、家財保険、ホールインワン） KA／KB1～KB4／KD1～KD9	医療補償 がん補償	本人、配偶者、同居の親族＋別居の未婚の子が本人型で加入可
夫婦型	基本プラン P1～P5	（交通事故傷害、家財保険、ホールインワン） PA／PB1～PB4／PD1～PD8	医療補償 がん補償	本人または配偶者が本人型で加入可
本人型	基本プラン H1～H5	（交通事故傷害、家財保険、ホールインワン） HA／HB5・HB6／HD1～HD7	医療補償 がん補償	本人が加入可

1 基本プラン

ケガの補償

国内・国外問わず補償

加入可能な方		
社　員	グループ社員	退職者
●	●	●

スポーツ・レジャー・就業中を含め、日常生活において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをした、または熱中症となった場合に補償します。入院・通院は1日目より補償します。

就業中にケガをした

熱中症になった

自転車で人にケガをさせてしまった

学校で貸与されたタブレット端末を壊してしまった

自転車保険にも対応！

個人賠償責任補償特約

国内無制限、国外1億円を限度に補償

国内の事故は示談交渉付き

個人賠償責任補償には賠償事故解決に関する特約が自動セットされ、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、一個または一組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

新価での補償で安心！

携行品特約（新価保険特約）

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

（注）自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、スマートフォン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

例えば…

- 旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
- 外出中、ハンドバッグをひったくられた。

基本プラン　天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約、救援者費用等補償特約セット

《保険金額・月払保険料表》

		K1	K2	K3	K4	K5
家族型（本人・配偶者・親族共通） 保険金額（お一人につき）	傷害死亡・後遺障害	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円
	傷害入院保険金（日額）*2	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
	傷害通院保険金（日額）	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
	個人賠償責任補償特約*3	本人・配偶者・親族　1事故につき（国内）**無制限**（国外）**1億円**				
	救援者費用等補償特約	本人・配偶者・親族　1事故につき（国内外）**200万円**				
	携行品特約*4	本人・配偶者・親族共有　**20万円**（自己負担額3,000円）				
	主な付帯特約	天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約				
月払保険料		2,540円	4,350円	6,170円	7,990円	9,810円

		P1	P2	P3	P4	P5
夫婦型（本人・配偶者共通） 保険金額（お一人につき）	傷害死亡・後遺障害	300万円	600万円	900万円	1,200万円	1,500万円
	傷害入院保険金（日額）*2	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
	傷害通院保険金（日額）	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
	個人賠償責任補償特約*3	本人・配偶者・親族　1事故につき（国内）**無制限**（国外）**1億円**				
	救援者費用等補償特約	本人・配偶者・親族　1事故につき（国内外）**200万円**				
	携行品特約*4	本人・配偶者共有　**20万円**（自己負担額3,000円）				
	主な付帯特約	天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約				
月払保険料		1,720円	3,120円	4,540円	5,950円	7,350円

		H1	H2	H3	H4	H5
本人型 保険金額（お一人につき）	傷害死亡・後遺障害	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,500万円
	傷害入院保険金（日額）*2	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
	傷害通院保険金（日額）	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
	個人賠償責任補償特約*3	本人・配偶者・親族　1事故につき（国内）**無制限**（国外）**1億円**				
	救援者費用等補償特約	本人・配偶者・親族　1事故につき（国内外）**200万円**				
	携行品特約*4	本人　**20万円**（自己負担額3,000円）				
	主な付帯特約	天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約				
月払保険料		960円	1,620円	2,300円	2,980円	3,920円

■保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。
■損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。
*2　手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*3　賠償責任は、時価額での補償です。また、時価額と修理費のどちらか低い額での補償となります。
*4　保険期間を通じて20万円までの補償です。

オプション　ライフプランに合わせて必要な補償を追加いただけます。

2 交通事故傷害危険のみ補償特約

国内・国外問わず補償

日本国内外を問わず交通事故等*1により、保険の対象となる方がケガをした、または熱中症となった場合に傷害補償に追加してお支払いします。

*1　交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

例えば…
・駅（改札の内側）の階段で転んだ
・自転車で転んだ
・車にはねられた

3 家財保険（住宅内生活用動産特約）

国内のみ補償　※地震による損害は対象外です。

持家（住宅内生活用動産特約）

居住する住宅内の家財が火災や突発的な事故等で損害を被った場合に、その損害を保険金額の範囲内で補償します。

例えば…　・子供がテレビにぶつかって、テレビを壊してしまった

借家（住宅内生活用動産特約＋借家人賠償責任補償特約）

国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。
※示談交渉は東京海上日動では行いません。

例えば…　・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた

4 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

国内のみ補償

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合、祝賀会費用等、達成のお祝いとして実際にかかった費用を保険金額を限度に補償します。（目撃証明の取り付けなど所定の条件を満たした場合に限ります。）

例えば…　・ホールインワン記念品を同伴競技者に贈呈した

オプション（基本プランの家族型・夫婦型・本人型に準ずるプランをご選択ください）

*2　手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
*3　借家プランには、借家人賠償責任補償特約（本人型・限度額1,000万円）がセットされます。

■補償の重複に関するご注意
以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*4を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*5。
●個人賠償責任補償特約　●借家人賠償責任補償特約　●携行品特約　●住宅内生活用動産特約　●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
●救援者費用等補償特約　●葬祭費用補償特約（医療用）
*4　団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
*5　1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

《保険金額・月払保険料表》

		交通事故傷害危険のみ補償特約 保険金額 傷害死亡・後遺障害	傷害入院日額*2	傷害通院日額	月払保険料
本人・配偶者・親族	家族型【KA】	1,500万円	4,000円	2,000円	1,330円
本人・配偶者	夫婦型【PA】	1,500万円	4,000円	2,000円	880円
本人	本人型【HA】	1,500万円	4,000円	2,000円	540円

		家財保険（住宅内生活用動産特約） 保険金額（自己負担額:3,000円） 1,000万円	500万円	300万円
本人・配偶者・親族	持家	【KB1】1,540円	【KB2】1,020円	—
	借家*3	【KB3】1,720円	【KB4】1,200円	—
本人・配偶者	持家	【PB1】1,460円	【PB2】970円	—
	借家*3	【PB3】1,640円	【PB4】1,150円	—
本人	持家	—	—	【HB5】770円
	借家*3	—	—	【HB6】950円

	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 保険金額 30万円	50万円	100万円
本人	【KD1】210円	【KD4】400円	【KD7】1,270円
夫婦	【KD2】310円	【KD5】590円	【KD8】1,890円
家族	【KD3】500円	【KD6】940円	【KD9】3,010円
本人	【PD1】210円	【PD4】400円	【PD7】1,270円
夫婦	【PD2】310円	【PD5】590円	【PD8】1,890円
本人	【HD1】210円	【HD4】400円	【HD7】1,270円

■保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

5 医療補償

基本プラン加入が必須条件となります

国内・国外問わず補償
（総合先進医療特約を除く）

入院
病気で入院したときに保険金を日帰り入院よりお支払いします。
（日帰りの検査入院は対象外です。）
■病気で手術を受けた場合は疾病手術保険金を補償。
■1回の入院について180日を限度とします。

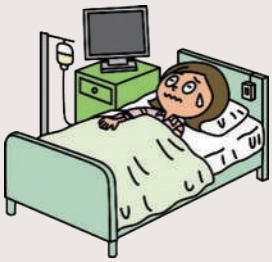

手術
病気で手術をしたときに保険金をお支払いします。

放射線治療
病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。

入院一時金
病気やケガで入院したとき一時金をお支払いします。

退院後通院
病気で入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したとき、保険金をお支払いします。（90日限度）
■日帰り入院後の通院も対象になります。

葬祭費用
病気やケガで死亡し親族が葬祭費用を負担したときに保険金をお支払いします。

総合先進医療一時金
病気（がん含む）やケガで先進医療*1を受けたときに、保険金をお支払いします。
（支払限度額:保険期間を通じて1,000万円）
■総合先進医療一時金は総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金（一時金）をお支払いします。
＊1　対象となる先進医療については、1ページのQRコードより「補償の概要等」をご確認ください。

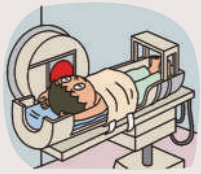

JR九州グループにおいて実際に支払いのあった事象

先進医療 膵臓体癌治療（重粒子線治療）
支払保険金　約**521**万円

疾病支払例 くも膜下出血で入院
支払保険金　約**173**万円

《保険金額・月払保険料表》

型			【M1】	【M2】	【M3】	【M4】
			本人型			
疾病入院	保険金額	1日あたり	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
退院後通院	保険金額	1日あたり	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
疾病手術	保険金額		入院中の手術:疾病入院保険金日額の**10倍**、入院中以外の手術:疾病入院保険金日額の**5倍**			
放射線治療	保険金額		疾病入院保険金日額の**10倍**			
入院一時金	保険金額	一時金	**5万円**	**5万円**	**10万円**	**10万円**
葬祭費用	保険金額	限度額	**50万円**			
総合先進医療	保険金額	限度額	**1,000万円**			
総合先進医療一時金	保険金額	一時金	**10万円**			
満年齢と月払保険料	0～4歳		**560円**	**820円**	**1,270円**	**1,530円**
	5～9歳		**480円**	**670円**	**1,050円**	**1,240円**
	10～14歳		**470円**	**630円**	**1,000円**	**1,170円**
	15～19歳		**530円**	**730円**	**1,130円**	**1,330円**
	20～24歳		**700円**	**1,000円**	**1,570円**	**1,870円**
	25～29歳		**760円**	**1,070円**	**1,700円**	**2,010円**
	30～34歳		**800円**	**1,130円**	**1,790円**	**2,120円**
	35～39歳		**840円**	**1,200円**	**1,890円**	**2,250円**
	40～44歳		**950円**	**1,360円**	**2,120円**	**2,530円**
	45～49歳		**1,190円**	**1,730円**	**2,660円**	**3,210円**
	50～54歳		**1,490円**	**2,200円**	**3,350円**	**4,070円**
	55～59歳		**2,030円**	**3,020円**	**4,570円**	**5,570円**
	60～64歳		**2,790円**	**4,220円**	**6,320円**	**7,750円**
	65～69歳		**3,830円**	**5,790円**	**8,560円**	**10,520円**
	70～74歳		**5,530円**	**8,270円**	**12,030円**	**14,760円**
	75～79歳		**7,500円**	**11,010円**	**15,770円**	**19,290円**
	80～84歳		**10,160円**	**14,750円**	**20,780円**	**25,380円**
	85～89歳		**12,740円**	**17,650円**	**24,070円**	**28,970円**

■総合先進医療特約のご注意点:医療補償の総合先進医療特約とがん補償のがん先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。
■保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
■保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が満0歳以上満89歳以下の方に限ります。
■1ページのQRコードより「補償の概要等」をご確認ください。
＊2　**団体契約の始期日時点の年齢をいいます。**

6 がん補償 基本プラン加入が必須条件となります

がん治療にかかる様々な費用に備えて「がん補償」があると安心です。
一生のうち、およそ2人に1人がガンにかかるといわれています。

一時金! がんと診断確定されたら 100万円をお支払いします。

何日でも! 入院保険金は1日目から 支払日数の制限無く補償します。

がん診断
がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。
(「上皮内新生物」・「白血病」含む)
なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1

*1　支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

がん入院・手術
がんで入院(日帰り入院も含む)や所定の手術をしたときに保険金をお支払いします。
放射線治療も補償。(施術の開始日から60日に1回、入院日額保険金額の10倍の保険金をお支払いします。)

がん通院 がん通院延長
がんで入院(日帰り入院も含む)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。
支払限度日数:425日
(入院の有無にかかわらず三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院をされた場合は無制限)

がん患者申出療養
がんで患者申出療養*2を受けたときに保険金をお支払いします。
*2　がん患者申出療養については、1ページのQRコードより「補償の概要等」をご確認ください。

抗がん剤治療補償
がんで抗がん剤治療*3を受けたときに保険金をお支払いします。
*3　対象となる抗がん剤治療については、1ページのQRコードより「補償の概要等」をご確認ください。
また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。

がん先進医療
がんの先進医療*4を受けたときに、保険金をお支払いします。
(支払限度額:保険期間を通じて1,000万円)
*4　対象となる先進医療については、1ページのQRコードより「補償の概要等」をご確認ください。

《保険金額・月払保険料表》

型			がん先進医療なし 【G1】	【G2】	【G3】	【G4】	がん先進医療あり(医療補償にご加入の方は、補償が重複するため加入できません) 【G5】	【G6】	【G7】	【G8】
			本人型				本人型			
がん入院	保険金額	1日あたり	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
がん通院・がん通院延長	保険金額	1日あたり	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
がん手術	保険金額		手術の種類に応じて、がん入院保険金日額の10倍、20倍、40倍							
がん診断金	保険金額	一時金	100万円							
がん患者申出療養	保険金額	限度額	1,000万円							
抗がん剤治療	保険金額		月額5万円×60か月							
がん先進医療特約	保険金額		ー				1,000万円			
満年齢と月払保険料		0~4歳	90円	90円	90円	90円	130円	130円	130円	130円
		5~9歳	100円	100円	100円	100円	140円	140円	140円	140円
		10~14歳	130円	130円	130円	140円	170円	170円	170円	180円
		15~19歳	120円	120円	120円	120円	160円	160円	160円	160円
		20~24歳	110円	120円	130円	140円	150円	160円	170円	180円
		25~29歳	260円	270円	290円	300円	300円	310円	330円	340円
		30~34歳	460円	500円	550円	590円	500円	540円	590円	630円
		35~39歳	850円	910円	980円	1,050円	890円	950円	1,020円	1,090円
		40~44歳	1,270円	1,360円	1,460円	1,550円	1,310円	1,400円	1,500円	1,590円
		45~49歳	1,770円	1,920円	2,060円	2,200円	1,810円	1,960円	2,100円	2,240円
		50~54歳	2,290円	2,460円	2,630円	2,810円	2,330円	2,500円	2,670円	2,850円
		55~59歳	3,130円	3,390円	3,660円	3,920円	3,170円	3,430円	3,700円	3,960円
		60~64歳	4,720円	5,140円	5,560円	5,980円	4,760円	5,180円	5,600円	6,020円
		65~69歳	6,240円	6,870円	7,500円	8,130円	6,280円	6,910円	7,540円	8,170円
		70~74歳	8,570円	9,390円	10,220円	11,040円	8,610円	9,430円	10,260円	11,080円
		75~79歳	9,610円	10,610円	11,600円	12,590円	9,650円	10,650円	11,640円	12,630円
		80~84歳	10,930円	12,080円	13,220円	14,370円	10,970円	12,120円	13,260円	14,410円
		85~89歳	11,530円	12,790円	14,060円	15,320円	11,570円	12,830円	14,100円	15,360円

■がん先進医療特約のご注意点:医療補償の総合先進医療特約とがん補償のがん先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。
■保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*5によって異なります。
■保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*5が満0歳以上満89歳以下の方に限ります。
■ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。
■1ページのQRコードより「補償の概要等」をご確認ください。
*5　**団体契約の始期日時点の年齢をいいます。**

7 所得補償プラン

加入可能な方		
社　員	グループ社員	退職者
●	●	×

病気やケガで働けなくなっ

1 日本国内外において**業務中・業務外に関係なく**病気やケガによる就業不能を補償します。*1
2 最長**1年間**、免責期間4日を超えた就業不能を補償します。*1
3 医師の指示による**自宅療養中も補償対象**です。**(K型は除きます。)**

＊1　骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。
精神疾患は補償できません。

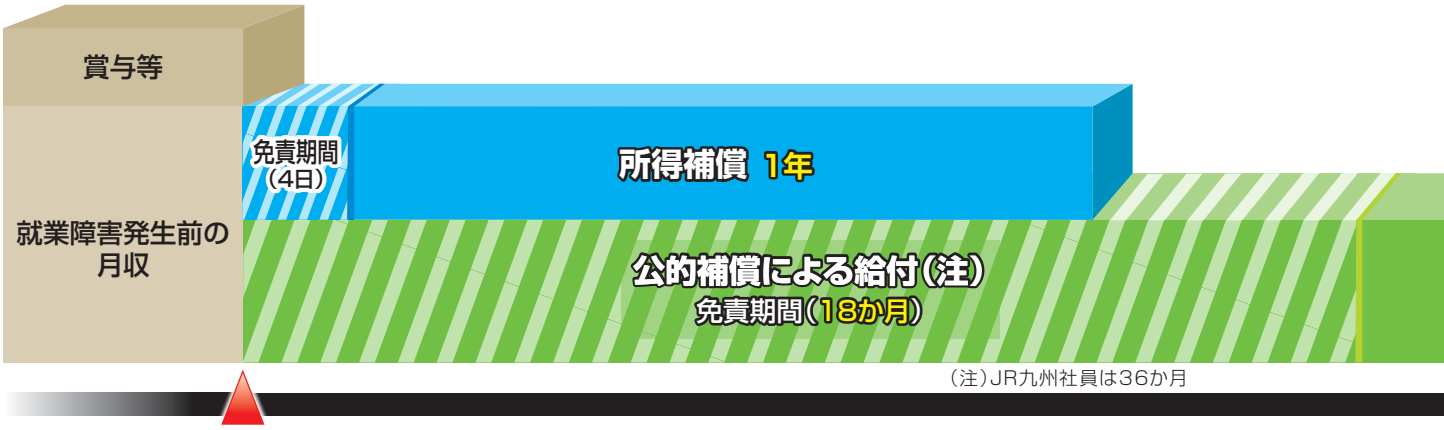

＊2　就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

所得補償	免責期間*3 4日	保険金支払対象期間（てん補期間）: 就業不能状態が継続する限り、最長1年間補償が続きます。

＊3　保険金をお支払いしない期間をいいます。

所得補償　月払保険料表

保険金額・保険料（てん補期間:1年 天災危険補償特約セット）

対象者	社員本人・有職配偶者			家事従事者
加入タイプ	10	15	20	K*4
型	本人型			本人型
月額保険金額	10万円	15万円	20万円	10万円
年齢区分	月額保険料			月額保険料
満15～19歳	400円	600円	800円	260円
満20～24歳	680円	1,020円	1,360円	380円
満25～29歳	750円	1,130円	1,500円	420円
満30～34歳	900円	1,350円	1,800円	520円
満35～39歳	1,090円	1,640円	2,180円	640円
満40～44歳	1,370円	2,060円	2,740円	790円
満45～49歳	1,590円	2,390円	3,180円	930円
満50～54歳	1,840円	2,760円	3,680円	1,080円
満55～59歳	2,040円	3,060円	4,080円	1,150円
満60～64歳	2,120円	3,180円	4,240円	1,200円
満65～69歳	3,260円	4,890円	6,520円	1,800円
満70～74歳	4,130円	6,200円	8,260円	2,400円

■所得補償保険金額は、現在の平均月間所得額*5の85%以下を目安にしてください。就業不能となった時の平均月間所得額*5を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。転職・退職等により、保険期間の中途で平均月間所得額がご加入時の額より減少した場合は、所得補償保険金額等の見直しを行ってください。
■家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方（炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方）で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級（一般事務従事者等）である方に限ります（家事従事者特約がセットされ、入院時のみの補償となります。）。
■保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*6が満15歳以上満74歳以下の方に限ります。
■保険料は被保険者（保険の対象となる方）ご本人の年齢*6によって異なります。
■就業不能が1か月以上続く場合には、1か月ごとに保険金をお支払いすることができます。
■就業不能期間（支払対象外期間を除きます。）が1か月に満たない場合については、1か月を30日として所得補償保険金額を日割計算します。
＊4　家事従事者特約がセットされています。
＊5　直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*7の平均月額をいいます（ただし、家事従事者特約がセットされたタイプは、183,000円となります。）。
＊6　**団体契約の始期日時点の年齢をいいます。**
＊7　「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

8 GLTDプラン（団体長期障害所得補償）

JR九州社員・JRグループ会社社員本人のみ加入できます

加入可能な方		
社　員	グループ社員	退職者
●	●	×

たときの収入の一部を補償します。

1. 長期就業障害後、退職されたあとの収入の一部を補償します。
（**所定の精神疾患も補償**されます。ただし、アルコール依存・薬物依存等の精神疾患は補償対象外です）
2. 最長**満60歳の誕生日まで**、免責期間を超えた就業障害を補償します。
3. 入院はもちろん、**通院や自宅療養中も補償対象**です。

補償のイメージ図

GLTD	免責期間*1 18か月（545日）	保険金支払対象期間（てん補期間）： 職場復帰後も、所得の減少割合が20%を超える限り、満60歳の誕生日まで補償が続きます。

＊1　保険金をお支払いしない期間をいいます。

GLTD（団体長期障害所得補償）　補償される金額（支払基礎所得額）・月払保険料表

保険金支払対象期間（てん補期間）：60歳の誕生日まで。（てん補期間が3年に満たない場合は最長3年間）
ただし、所定の精神疾患による就業障害の場合は、3年が限度となります。

天災危険補償特約、認知症・メンタル疾患補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）セット

	対象者	社員本人	
	加入タイプ	MB	FB
	型	本人型	
	支払基礎所得額	月額1万円（1口あたり）　加入可能口数：最低5口から50口まで	
	免責期間	18か月（545日）	
月払保険料	ご加入年齢	男性	女性
	20～24歳	60円	40円
	25～29歳	60円	50円
	30～34歳	60円	70円
	35～39歳	80円	100円
	40～44歳	110円	140円
	45～49歳	150円	190円
	50～54歳	160円	190円
	55～59歳	170円	180円

! 口数の決定方法

口数は5口以上50口以内、かつ平均月間所得額*3の70%以下でお申し込みください。

例）年間所得額480万円（税込）の場合
480万円を12か月で割ると平均40万円（平均月間所得額）となります。
40万円の70%は、28万円となりますので5口以上28口以内でご加入いただけます。

■保険料は被保険者（保険の対象となる方）ご本人の年齢*2や性別によって異なります。
■50口まで加入できます。ただし、平均月間所得額*3の70%以下となるような口数でお申し込みください。平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
■保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が満20歳以上満59歳以下の方に限ります。
＊2　**団体契約の始期日時点の年齢をいいます。**
＊3　直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
＊4　「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

9 介護補償プラン（年金払）

加入可能な方		
社　員	グループ社員	退職者
●	●	●

1 要介護3以上の認定を受けた場合、**最大10年間**（10回）毎年保険金を受け取れます。

2 **84歳まで**更新可能です。（新規加入は79歳までです。）

3 **ご加入いただきやすい保険料設定**と**充実のサービス（認知症アシスト）**が自動付帯されています。

4 補償の対象は従業員本人とその配偶者だけではなく、**お子様、ご両親、ご兄弟なども対象**とすることができます。

補償の概要

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

*1　公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金額・月払保険料表

◆**てん補期間***2:10年（10回目の保険金支払基準日まで）

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*3や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満40歳以上満79歳以下*4の方に限ります。

*2　第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日*5まで）をいいます。

*3　**団体契約の始期日時点の年齢をいいます。**

*4　更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

加入タイプ	MC	FC
型	本人型	
年金払介護補償保険金額	100万円（最大1,000万円）	
年齢区分	男性	女性
月払保険料　満40～44歳	100円	90円
満45～49歳	120円	110円
満50～54歳	160円	150円
満55～59歳	230円	210円
満60～64歳	500円	460円
満65～69歳	1,260円	1,540円
満70～74歳	2,360円	3,500円
満75～79歳	5,410円	8,210円
満80～84歳（更新のみ）	9,480円	14,860円

保険金お支払い方法

◆**保険金額**:100万円　◆**保険期間**:1年間（2026/10/1～2027/10/1）

◆**てん補期間***2:10年（途中で死亡した後の保険金支払基準日*5においては、保険金をお支払いしません。）

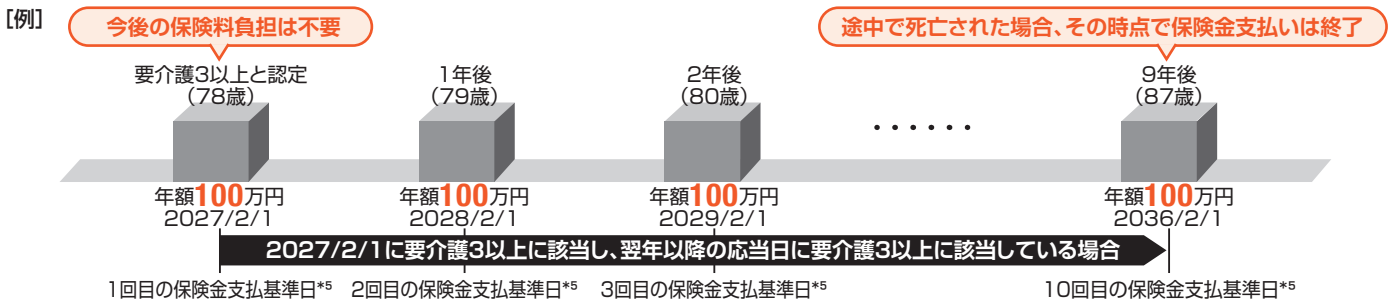

※てん補期間*2中の保険金支払基準日*5時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*2中の保険金支払基準日*5に、再度要介護状態*1に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*2は1回目の保険金支払基準日*5から通算した期間となります。

*5　1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*1に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*6	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ●要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*6　公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当（自立）		歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持および状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要な状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要な状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。
※GLTD（団体長期障害所得補償）・介護補償にご加入の方は、01ページに掲載されているQRコードから「サービスのご案内」をご確認ください。

メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1：24時間365日
0120-708-110
＊1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く
・電話介護相談　：午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時
0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
＊1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

［ホームページアドレス］ www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者*4に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。
*4 サービス対象者については、1ページのQRコードよりご確認ください。

デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間：いずれも土日祝日、年末年始を除く
・法律相談　：午前10時～午後6時
・税務相談　：午後　2時～午後4時
・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供　：午前10時～午後4時
0120-285-110

法律・税務相談

身の回りの法律や税金に関する電話でのご相談に対して、弁護士等が一般的なアドバイスを実施します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
［ホームページアドレス］ www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※具体的な紛争解決や事故処理を行うものではありません。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険の制度・仕組みについて提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
※お客様の具体的な年金の内容や金額等についてお答えするものではありません。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

保険金ご請求手続きの流れ

START

ご加入者さま・ご家族さま

固定電話または携帯電話の方

フリーダイヤル
0120-720-110
までご連絡ください。*1

お電話でお伝えいただきたいこと
・加入者証券番号
（お配りする加入者票に記載されています。）
・お名前

スマートフォンの方

スマートフォンによる事故受付も可能です。
（おケガ・ご病気の事故のみ）

上記もしくは、加入者票に表示するQRコードから事故受付サイトにアクセスのうえ、ご利用ください。

保険会社（東京海上日動）

保険金のご請求に必要な書類をご案内（郵送）いたします

ご加入者さま・ご家族さま

必要書類をご返送（郵送）ください

保険会社（東京海上日動）

保険金のお振込み
［書類到着後
1週間程度*2］
保険金入金後、支払案内をお送りしております

ご加入者さま・ご家族さま

●保険金を請求される場合には、30日以内にご連絡をいただきますよう、お願い申し上げます。
＊1　海外からなどでフリーダイヤルが使用できない場合は東京海上日動のホームページよりご連絡ください。
●加入者証券番号（加入者票に記載されています。）をもれなく入力ください。
＊2　書類の不足や証明書の内容に不備がない場合には、書類が到着してから1週間程度でお支払いいたします。
書類の不足や証明書の内容に不明点がある場合等、速やかにお支払いできない場合には、担当者よりご連絡差し上げます。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

●お問い合わせはこちら　《受付時間》平日9:00～17:00

《福　岡》
福岡市博多区博多駅前3-8-10 九勧末広通りビル8F
Tel. 092-984-0500

《北九州》
北九州市小倉北区室町3-2-57 JR九州北部九州地域本社3F
Tel. 093-982-6100

《長　崎》
長崎市尾上町1-1 JR長崎駅ビル・オフィス6F
Tel. 095-800-7900

《大　分》
大分市大道町1-5-6 大分駅高架下事務所棟
Tel. 097-560-2960

《熊　本》
熊本市西区春日3-24-1 JR熊本春日北ビル6F
Tel. 096-202-2800

《鹿児島・宮崎》
鹿児島市武1-2-10 JR鹿児島中央ビル4F
Tel. 099-801-2700

《ホームページ》
www.jrk-hoken.co.jp

《メール》
jr.hoken@jrk-hoken.co.jp

ホームページ　メール

JR九州保険コンサルティング
笑顔の今日を、明日も

取扱代理店

JR九州保険コンサルティング株式会社
〒812-0011
福岡県福岡市博多区博多駅前3-8-10 九勧末広通りビル8F
TEL 092-984-0502

ＪＲ九州保険コンサルティング㈱は、ＪＲ九州の団体保険制度運営・事務（損害保険会社扱い）を業務受託しております。

26TX-001020 2026年6月作成